

令和7年3月から令和8年3月までに結婚された方限定!!

新生活応援プロジェクト

対象世帯①～⑥の基本要件をすべて満たす世帯

1

令和7年3月から令和8年3月までに婚姻届を提出し受理された世帯

4

結婚を機に新たに村内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯

2

補助金の申請日において、住民票の住所及び結婚に伴う新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること
※恩納村に継続して居住する意思があること

5

取得できる最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得の合計が1,244万円未満
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

3

夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること

6

他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

補助上限額 30万円



対象経費

1

住宅購入費用

2

住宅賃貸費用

(敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

3

引越費用

※ただし、引越業者又は運送業への支払をした費用

※前年度補助を受けた世帯で支給上限額30万円に満たなかった世帯は、前年度の上限額まで継続して補助を受けることができます。

(参考) 令和6年度に20万円交付済の場合、令和7年度は残りの10万円が補助金申請可能となります。

詳しくは村ホームページをご確認ください。

お問い合わせ: 定住促進室 ☎966-1201

詳しくは
こちら



恩納村特定創業支援事業について

恩納村は国から「創業支援等事業計画」の認定を受けています。この計画に沿って「特定創業支援」を受け、恩納村内で創業する者は、支援制度を活用することができます。

活用するには、連携支援機関である恩納村商工会が実施する経営・財務・人材育成・販路開拓に関する支援を1か月以上・4回以上受けたことの証明書が必要です。

支援制度 会社設立時の法人税登録免許税の軽減措置や創業関連保証の特例など

証明書の交付対象者 創業する前の者、創業後5年未満の者（個人・法人）

支援に関する相談窓口 恩納村商工会 ☎966-8258

証明書発行の申請先 商工観光課 ☎966-1280